

浄化槽の適切な維持管理できれいな水に

みなさんが使用している浄化槽は、微生物を利用して、家庭から出る汚水を「きれいな水」に処理して放流しています。浄化槽の管理が適切に行われていないと、微生物が減り浄化槽の機能が低下してしまいます。機能が低下すると汚泥等が溜まり悪臭の発生や放流された水が河川を汚すなど、環境を汚染する原因となります。みなさんの住みよい環境を守るため、次のことを行いましょう。

浄化槽の保守点検

定期的な点検が法律で義務付けられており、各装置や処理状況のチェックや薬剤の補給を行います。千葉県に登録されている保守点検業者に依頼しましょう。(下表の清掃許可業者も県に保守点検業者の登録があります。)

浄化槽の清掃

年1回以上行うことが法律で義務付けられており、汚泥の引き抜き等を行います。各地域で組合の許可を受けた下記の業者に依頼しましょう。

定期検査(11条検査)

年1回検査を受けることが法律で義務付けられています。浄化槽の保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを検査します。検査は公益社団法人千葉県浄化槽センター(千葉県知事指定検査機関)に依頼しましょう。

☎公益社団法人千葉県浄化槽センター ☎043-246-6283 ☎043-246-6231

浄化槽の使用にあたって

- 1 ブロワ(モーター)の電源は切らないでください
浄化槽には、常時空気を送り込む必要があります。
- 2 浄化槽の上部や周辺に物を置かないでください
保守点検・清掃への支障、故障の原因になるおそれがあります。
- 3 トイレットペーパーを使用してください
新聞紙、たばこの吸い殻、紙おむつ、生理用品などの異物は、絶対に流さないでください。
- 4 洗剤の使用は適正量でお願いします
トイレ・台所・風呂の掃除に洗剤を使用する場合は、表示された使用量を守りましょう。
- 5 油脂、野菜くず、強酸、アルカリ、農薬などを流さないでください
油は固化して回収、野菜類はできるだけ浄化槽に流さないなど、ご協力をお願いします。また、農薬や殺虫剤などは絶対に流さないでください。
- 6 浄化槽の故障や異常、長期間家を空ける場合は、保守点検業者に相談しましょう

対象地域	大総・横芝・上堺地区 (主に栗山川の西側にお住まいの方)		日吉・南条・東陽・白浜地区 (主に栗山川の東側にお住まいの方)	
清掃許可業者	(株)五十嵐商会 東金営業所	☎0475-58-5249	(株)五十嵐商会 海匠営業所	☎84-1119
	(株)新興ウオターマネージメント工業	☎0475-54-2231	(有)光クリーンセンター	☎84-2244
	(有)環境衛生センター	☎0475-58-2304	(有)ユート・アメニティ	☎84-3270
	(有)渡辺清掃	☎0475-58-3308	(株)トーソーエンバイテック	☎72-4231
	(有)甲斐浄化槽サービス	☎0475-77-1717	(有)銚子浄化槽管理センター	☎73-3840
	(有)成東浄化槽センター	☎0475-82-0202	(株)加藤設備	☎63-8277
			(株)旭住宅	☎63-8150
			旭衛生センター(株)	☎63-9551
			(有)いしげ水質管理センター	☎63-2282
上記の清掃許可業者は、県の保守点検業者にも登録されています。				
問	山武郡市広域行政組合環境衛生課料金係 ☎0475-54-0531		東総衛生組合事務局(旭クリーンパーク) ☎62-0794	

大気汚染防止法が改正されました

大気汚染防止法の改正により、建築物等の解体等工事における石綿(アスベスト)飛散防止対策が強化されており、事前調査結果の報告制度が令和4年4月1日から、資格者等による事前調査の実施の義務付けが令和5年10月1日から開始されます。詳しくは、千葉県庁大気保全課ホームページまたは環境省ホームページをご確認ください。

☎千葉県環境生活部大気保全課 ☎043-223-3804